

県立自然公園内における風力発電施設設置に関する許可基準等について

◎ 山形県立自然公園内の特別地域に風力発電施設を設置しようとする場合の許可基準

1 山形県立自然公園条例

(1) 第11条第3項

特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。(以下略)

第1号 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。(以下第2号～第18号略)

(2) 第11条第4項

知事は、前項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。(⇒ 許可基準がすべて満たされる場合は、許可することとなる)

2 山形県立自然公園条例施行規則第16条の2第11項【風力発電施設の許可基準】

※ 同項で引用する同施行規則第1項第2～6号、第10項第7号及び第9号を含む

※ 風力発電施設の新築の許可基準は、資料【審議事項(1)-①-3】、【審議事項(1)-②-3】の左欄参照

◎ 山形県立自然公園内の普通地域に風力発電施設を設置しようとする場合の届出に関する取扱

1 山形県立自然公園条例

(1) 第13条第1項

県立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域(以下「普通地域」という。)内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。(以下略)

第1号 その規模が知事の定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること(以下第2～第6号略)。

(2) 第13条第2項

知事は、県立公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 山形県立自然公園条例施行規則第20条

条例第13条第1項第1号に規定する知事の定める基準は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

第1号 海域以外の区域

イ～ロ 省略

ハ 鉄塔 高さ30メートル … 風力発電施設の高さがこれにあたる 以下 ニ～ヌ 省略

3 県立自然公園許可・届出行為に関する審査指針(第5 普通地域措置命令処理指針)

2 風力発電施設の新築、改築及び増築

高さ30mを超える風力発電施設については、以下のすべてに適合するものかを審査し、風景を保護するために必要があると認められる場合は、措置命令を行うものとする。

※ 風力発電施設の新築の届出について措置命令を行う場合の審査の指針は、資料【審議事項(1)-①-4】、【審議事項(1)-②-4】の左欄参照

◎ 「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」

(平成23年3月環境省自然環境局国立公園課長通知、一部改正平成25年3月同国立公園課長通知)

- 自然公園法では、自然公園内の特別地域に工作物を新築する場合は、自然公園法施行規則第11条第1項第3号「当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること」及び同項第4号「当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと」を許可基準として定めている。

※ 山形県立自然公園条例施行規則第16条の2第1項第3号及び第4号は自然公園法施行規則第11条第1項第3号及び第4号を準用

- 「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法」(平成22年4月1日付け環自国発第100401008号環境省自然環境局長通知)は上記許可基準の「主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない」及び「山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでない」の細部解釈を定めており、標記ガイドラインはその内容を補足する具体的な考え方として取り扱われている。

- 今回の県と市の風力発電事業にかかる環境影響評価書においても展望や眺望に対する支障程度の予測、評価が行われており、許可の可否について標記ガイドラインに基づき技術的な審査を行う。